地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第百八号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）の一部の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十五条第三項及び第七百四十七条の五の二第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第四十七条の三第一号中「及び扶養親族」の下に「（年齢十六歳未満の者及び法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この号において同じ。）」を加える。

第五十七条の二中「第七号に」を「第八号に」に改め、同条の表第五十七条の五の二第七号の項中「第五十七条の五の二第七号」を「第五十七条の五の二第八号」に改める。

第五十七条の五の二第七号及び第八号を次のように改める。

七　自動車税の種別割

八　法人の市町村民税

第五十七条の五の二に次の四号を加える。

九　固定資産税

十　軽自動車税の種別割

十一　事業所税

十二　都市計画税

附則第三十九条を削り、附則第四十条を附則第三十九条とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、地方税法施行令第四十七条の三第一号の改正規定及び次項の規定は、令和六年一月一日から施行する。

（市町村民税に関する経過措置）

2　この政令による改正後の地方税法施行令（次項において「新令」という。）の規定中個人の市町村民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

（特定徴収金に関する経過措置）

3　新令第五十七条の五の二（第七号、第九号、第十号及び第十二号に係る部分に限る。）の規定は、令和五年度以後の年度分の地方税に係る地方税法第七百四十七条の五の二第二項に規定する特定徴収金について適用する。

総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　菅　　義偉

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第百九号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第三項、第四項及び第八項から第十項まで、第四十条の四第四項、第四十条の五第四項並びに第四十条の六第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節　宇宙開発戦略推進事務局（第四十二条・第四十三条）」を「第三節　科学技術・イノベーション推進事務局（第四十二条―第四十四条）
第四節　健康・医療戦略推進事務局（第四十五条・第四十六条）
第五節　宇宙開発戦略推進事務局（第四十七条・第四十八条）」に、「第四節」を「第六節」に、「第四十四条―第四十六条」を「第四十九条―第五十一条」に、「第五節」を「第七節」に、「第四十七条―第五十条」を「第五十二条―第五十五条」に、「第六節」を「第八節」に、「第五十一条・第五十二条」を「第五十六条・第五十七条」に、「第五十三条―第五十五条」を「第五十八条―第六十条」に改める。

第一条中「八人」を「七人」に改める。

第三条第一号中へからリまでを削り、同号ヌ中「第三号(13)」を「第三号(8)」に改め、同号ヌを同号へとし、同号ル中「ヌ」を「ヘ」に改め、同号ルを同号トとし、同号ヲを同号チとし、同号ワ中「ヲ」を「チ」に改め、同号ワを同号リとし、同号中カをヌとし、ヨをルとし、同条第三号中(7)から(11)までを削り、(12)を(7)とし、(13)から(27)までを(8)から(22)までとし、同号(28)中「(12)から(27)まで」を「(7)から(22)まで」に改め、同号(28)を同号(23)とし、同号中(29)を(24)とし、(30)から(32)までを(25)から(27)までとし、同号(33)中「(31)及び(32)」を「(26)及び(27)」に改め、同号(33)を同号(28)とし、同号中(34)を(29)とし、(35)から(41)までを(30)から(36)までとし、(42)を削り、(43)を(37)とする。

第八条第六項中「十八人」を「十五人」に改める。

第二十条第三項中「四十三人」を「三十七人」に改める。

第五十五条を第六十条とし、第五十四条を第五十九条とし、第五十三条を第五十八条とする。

第四章第六節中第五十二条を第五十七条とし、第五十一条を第五十六条とし、同節を同章第八節とする。

第四章第五節中第五十条を第五十五条とし、第四十七条から第四十九条までを五条ずつ繰り下げ、同節を同章第七節とする。

第四章第四節中第四十六条を第五十一条とし、第四十五条を第五十条とし、第四十四条を第四十九条とし、同節を同章第六節とする。